全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する 規則の一部改正について

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則の一部を 次のとおり改正する

平成23年12月20日提出

全国知事会 会長 山 田 啓 二

## 全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則の一部改正について(概要)

### 1. 改正の趣旨・内容

本会職員の給料表の改正並びにこれに伴う給料の切替及び切替に伴う措置については、給与法の定めるところに準じて行うものとすることとされている。しかしながら、国会に提出されている「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」の取扱いについては現在も未だ確定されていない。また、各都道府県においても概ね人事委員会勧告による給与改定を行う予定とされていることから、各都道府県からの派遣職員との均衡等を考慮し、平成23年度の給与については、人事院勧告(平成23年9月30日)の内容に準じて取り扱うこととする。

なお、平成17年度以降、事務総長、次長及び特定職員(7級以上の副部長・ 部長)の給与の抑制措置を継続することとする。

さらに、本会組織のシンクタンク機能強化の一環として、任期付研究員の採用を行うことができることとするため、その給与の位置付けに係る所要の改正を行うこととする。

## 2. 施行期日

平成23年12月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

# 至国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則の一部を改正する規則

第四条第一項第三号の次に次の一号を加える。 全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則 (昭和五十三年十二月二十二日施 行 0 部 ぎを次の ように改正する。

# 四 任期付研究員給料表

上に「第一項第一号から第三号に係る」を加える。 俸給表を」を加え、同条第三項中「職員の職務は」の上に「第一項第一号から第三号に係る」を加え、同条第四項中「職員の職は」のび勤務時間の特例に関する法律」(平成九年六月四日法律六十五号。以下「任期付研究員法」という。)第六条に定める任期付研究員 第四条第二項中「行政職俸給表 (二) を、」の下に 「前項第四号に規定するものにあっては「一般職の任期付研究員 の採 給与及

第二十三条第二項の次に次の一項を加える。

3 附則第12項の次に次の一項を加える。 第十三条、第十五条及び第二十二条の規定は、 任期付研究員給料表の適用を受ける職員には適用しない。

(平成二十三年度給与の取扱)

13 平成二十三年度の給与については、 人事院勧告(平成二十三年九月三十日)の内容に準じて取り扱うこととする。

## 附則

1 この規則は、 平成二十三年十二月二十日から施行し、 同年四月一日から適用する。

# (改正事由)

取り扱うこととする。 府県からの派遣職員との均衡等を考慮し、平成二十三年度の給与については、人事院勧告(平成二十三年九月三十日)の内容に準じても未だ確定されていない。また、各都道府県においても概ね人事委員会勧告による給与改定を行う予定とされていることから、各都道 ることとされている。 こととされている。しかしながら、国会に提出されている「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」の取扱いについては現在本会職員の給料表の改正並びにこれに伴う給料の切替及び切替に伴う措置については、給与法の定めるところに準じて行うものとす

なお、平成十七年度以降、 事務総長、次長及び特定職員の給与の抑制措置を継続することとする。

1けに係る所要の改正を行うこととする。 さらに、本会組織のシンクタンク機能強化の一 環として、 任期付研究員の 採用を行うことができることとするため、 その給与の 位 置

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則の一部改正案新旧対照表

の内容及び責任の度に基第一項第一号から管が関するものとし、難及び責任の度に基第一号から管がしていまれができません。	第一章 給与	改 正 案
一項の給料表により職員に給料を支給する。 4 職員の職は前項に規定する級のいずれか一に格付けし、第規程で定める。 規程で定める。 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、こ3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、こ	第二条〜第三条 略 第二条   第二号に規定するものにあっては「一般職の職員の給与に関する法律」(昭和二十五年法律九十五号。以下「給与法に関する法律」(昭和二十五年法律九十五号。以下「給与法に関する法律」(昭和二十五年法律九十五号。以下「給与法に関する法律」(昭和二十五年法律九十五号。以下「給与法に関する法律」(昭和二十五年法律九十五号。以下「給与法に関する法律」(昭和二十五年法律九十五号。以下「給与法に関する法律」(昭和二十五年法律九十五号。以下「給与法律力・のにあっては給与法第一項第一号に規定するものにあっては給与法第一項第一号に規定するものにあっては給与法第一項第一号に規定するものにあっては給与法第一項第一号に規定するものにあっては給与法第一号に規定するものにあっては給与法第一号に規定するものにあっては給与法律力を対象を表する。	現

料を支給 でする。

一十三条第一項~第二項(特定の職員についての)。 ての適 用 略 除

3 給料 十三条、 表の 適用を受ける職員には適用しない。 第十 五条及び 第一 十二条の規定は 任 期付 研 究

1 第十八条及び第十九条第二項の規定は、第十一条の規指定職給料表の適用を受ける職員には適用しない。二まで、第十五条、第十八条及び第十九条第二項の規定二十三条 第六条から第九条まで、第十一条から第十三(特定の職員についての適用除外) は条

2 適用を受ける職員には適用しない。 定

 $\mathcal{O}$ 

則

<u>1</u>

を ただし、退職手当の算出の基礎となる給料の月短 月額に事務総長にあっては百分の五、事務局次長に らず、これらの規定により定められた俸給月額から らず、これらの規定により定められた俸給月額から 職手当に関する規則施行規程第三条但し書きの規定 職手当に関する規則施行規程第三条但し書きの規定 で指定職俸給表を受ける者の給料の額) て俸かび員は給わ退の

(その他職員 月 額 は、

の給料の

四月一日から適用する。	十三年九月三十日)の内容に準じて取り扱うこととする。13 平成二十三年度の給与については、人事院勧告(平成二一(平成二十三年度の給与の取扱)			
	1 2 略	三す	なる給料月額は、同項の規定により定め地域手当、期末手当、勤勉手当及び退職二を乗じて得た額を減じた額とする。た	同項の規定により定められた給料の者に係る給料月額は、第四条第)長及び副部(室)長にある者で局の組織等に関する規則第三条第に掲げる給料表の適用を受ける職